

汚染状況重点調査地域の除染等に対する国庫補助の拡充と、必要と思われる健康調査の実施を求める意見書

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき国によって示された、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱及び取扱要領では、私立幼稚園等が実施する除染に、自治体が補助金交付をした場合は国庫補助の対象にならないなど、除染等の措置に対する国庫補助の対象が極めて限定されたものとなっており、国の責任で実施するとの特措法の趣旨に反すると言わざるを得ない。

2月17日、汚染状況重点調査地域に指定された9市長の連名で、環境大臣に「緊急要望」を行っており、その中でも「自治体の実施する一部の除染のみが国費措置の対象となるものであり、民有地の所有者等が行った除染に対する国費措置が含まれない等、早急かつ計画的な除染の推進を妨げかねない」と指摘し、「当該措置のままでは、各自治体の規模や財政力により除染範囲や方法を決定していかざるを得ないと危惧しております」と述べている。

「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み」「環境汚染への対処に関し、必要な措置を講じる」と国の責務を明確にした上で、地方公共団体が除染等の施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置を講ずるとした特措法に立ち戻り、各自治体が実施する除染等への国庫補助の充実を強く求めるものである。

また、健康不安や内部被曝に対する心配の声を受け、本市を含め各自治体で給食や農作物等の放射線測定を実施している。

特措法は除染等が中心の放射能汚染対策であるが、国民の、特に子どもたちの命と健康を守るという長期的視野に立てば、汚染状況重点調査地域における必要と思われる健康調査について必要な体制の整備を図ることが切実に求められているとともに、国の当然の責務であると考えられるものである。

よって、本市議会として国に対し、関係自治体の意見を受け止め、放射能汚染を速やかに低減するという特措法の目的を達成するとともに、住民の健康不安の切実な訴えに答えるため、ただちに下記の対策を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 汚染状況重点調査地域に指定された市町村が行う、除染実施計画に基づく除染等に要した経費を全額国費措置されるよう、必要な予算確保を行うこと。
- 2 除染により発生した土壌等の処分に関し、最終処分地の確定など、具体的工程をただちに示すこと。
- 3 汚染状況重点調査地域における必要と思われる健康調査を継続的に実施すること。それに必要な体制整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月23日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

環境大臣

あて

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

衆議院議長

参議院議長